資料４－１

今後の更なる感染拡大を見据えた対応について

1　早期退所・退院に伴う自宅療養の実施（現在実施中）

○　早期退所・退院から自宅療養までの対応

項　目	内　容
①　対象者の決定	・患者のリスクや容態等の状況（症状軽快等）により、国の基準により療養解除となる前に退院又は退所が可能と保健所が判断した患者
②　自宅での健康観察	・パルスオキシメーターの貸し出し、MY-HER-SYS（感染者等情報管理システム）の活用、看護師等が電話で健康観察を実施
③　生活支援	・生活支援が必要な場合、県で調達した食料品を配付
④　療養解除	・保健所が療養解除基準を満たしたと判断した場合に解除

2　入院・宿泊療養が困難な場合の自宅療養環境の整備（病床使用率 50%が迫った段階）

今後も感染が急拡大し、病床や宿泊療養施設の使用率が増加することを想定し、地域の診療・検査医療機関による健康観察、医療支援等の体制構築に向け県医師会等と調整中。

○　自宅療養までの対応（想定）

項　目	内　容
①　対象者の決定	・診療・検査医療機関を受診した無症状者や軽症者のうち、患者（重症化リスクが低い40歳未満の患者等を想定）の状態を評価し、入院等の必要がないと判断された方 ・家庭内感染のリスクが低い患者
②　診療・検査医療機関の対応	・自院を受診した患者の検査、診断（医療支援を行うとした医療機関） ・患者の状態を評価した上で、自宅療養とするか保健所に確認 ・解熱剤などの必要な処方（郵送又は薬局が配達）
③　患者への対応	・自宅での健康観察の実施（診療・検査医療機関、保健所（保健所支援本部）等） ・生活支援が必要な場合、県で調達した食料品を配付
④　療養解除	・保健所が療養解除基準を満たしたと判断した場合に解除